

山口県外国人材確保定着支援補助金に係る Q & A

令和 7 年 7 月 1 日現在（随時更新）

問 1 事業実施期間はいつまでであるか。

【回答】

事業実施期間は、事業計画承認日から令和 8 年 2 月末日までの間で設定できます。

事業開始は事業計画承認日以降となりますので、申請の際は余裕をもった開始予定日を設定してください。

なお、事業完了予定日は、補助対象経費の支払い・領収書発行日を考慮して設定してください。

また、事業完了後は、完了日から 30 日以内、または 3 月 10 日のいずれか早い日までに交付申請及び実績報告書の提出が必要となりますので、併せてご注意ください。

問 2 事業計画認定申請前に完了、または実施中の事業の経費は補助対象となるか。

【回答】

申請前に完了している事業の経費は、補助対象外となります。

また、申請時点で既に実施中の事業についても、事業計画承認前に着手している場合は補助対象となりませんのでご注意ください。

問 3 外国人材紹介手数料支援は、紹介会社等と契約締結後の申請でも対象となるか。

【回答】

紹介会社等との契約は、事業計画承認後に締結する必要があります。そのため、承認前に契約を締結した場合は補助対象外となります。

なお、事前の打ち合わせについては事業着手とはみなされないため、実施しても問題ありません。

問 4 事業計画認定申請時点で外国人材との雇用契約を締結していない場合は補助対象となるか。

【回答】

補助対象となります。

本補助金の対象者は、申請時点で外国人材を就労させておらず、新たに外国人材を雇用する意思がある事業者です。このため、雇用契約を締結していない場合でも対象となります。

ただし、新たに外国人材を雇用する具体的な意思があることが必要です。事業計画書には外国人材の雇用計画を具体的に記載してください。

問5 事業計画認定申請時点で外国人材との雇用契約を締結しているが、まだ就労開始していない場合、補助対象となるか。

【回答】

補助対象となります。本補助金の対象者は、申請時点で外国人材を就労させていない事業者であり、雇用契約を締結していても実際に就労を開始していない場合は対象となります。

ただし、申請時点で当該外国人材の就労が開始していないことを確認できる書類（雇用契約書の写し、入国予定日が確認できる資料など）の提出が必要です。

問6 事業計画認定申請時点で既に外国人材を就労させている場合、新たに別の外国人材を雇用予定でも補助対象となるか。

【回答】

申請時点で外国人材を就労させている事業者は、本補助金の対象外です。

問7 補助金の申請単位と上限額の単位は。

【回答】

申請・上限額ともに「事業者単位」で取り扱います。

※「事業者」とは、法人及び個人事業主を指します。

問8 複数の補助事業を組み合わせて申請することは可能であるか。

【回答】

可能です。

ただし、「確保支援」「定着支援」それぞれの区分につき、当該年度中に申請できるのは1回限りです。また、補助金の交付総額は30万円を上限とし、「日本語能力向上支援補助」のみの場合は15万円が上限となります。

問9 「山口県外国人材確保定着強化協議会」の会員とは何か。

【回答】

「山口県外国人材確保定着強化協議会」は、県内において産官学金が連携し、外国人材の確保と定着を支援することを目的とする組織です。

会員（賛助会員）とは、この協議会の目的に賛同し、外国人材の確保と定着に取り組む県内に事業所を有する法人または個人で、協議会の運営や事業の企画・実施に支援・協力し、運営や事業に関する情報提供を受けることができる会員をいいます。

なお、本補助金を申請するためには、会員（賛助会員）であることが必要です。

問10 「山口県外国人材確保定着協議会」の会員になるにはどうすればよいか。

【回答】

協議会事務局（山口県中小企業団体中央会）へ入会申込書を提出することで会員になることができます。入会申込書の様式や提出方法については、協議会事務局までお問い合わせください。

なお、会費は無料です。